

令和6年度 佐久市公共下水道事業計画変更協議図書作成業務委託 仕様書

〔1〕 一般仕様書

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、佐久市において、公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する全体計画の変更及び事業計画の変更並びに都市計画法第14条及び第60条に規定する都市計画の変更を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って佐久市の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表 (ホ) 完了届

(ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等 (チ) その他佐久市が求める書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に佐久市の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、佐久市の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務のかがしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

佐久市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、佐久市、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画及び図書の作成

2.1 一般的事項

受注者は、計画及び図書の作成に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画

受注者は、佐久市より提供した資料、受注者の調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）の「標準業務内容」に基づいて事業計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 全体計画

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 下水道全体計画図書
 - (イ) 下水道全体計画説明書 A4 版製本 5部
 - (ロ) 下水道全体計画一般図（汚水）（縮尺 1/1,000 程度） 白焼き 5部
- (2) その他参考図書
- (3) 打合せ議事録

3.2 下水道法による事業計画変更申請図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画申請図書
 - (イ) 事業計画書 A4 版製本 5部
 - (ロ) 事業計画説明書 A4 版製本 5部
 - (ハ) 下水道計画一般図（汚水）（縮尺 1/10,000 程度） 白焼き 5部
 - (ニ) 主要な管渠の区画割施設平面図（汚水）（縮尺 1/2,500 程度） 白焼き 5部
 - (ホ) 主要な管渠縦断面図（汚水）（縮尺横 1/2,500 程度, 縦 1/100 程度） 白焼き 5部
 - (ヘ) 主要な管渠の流量計算書
 - (ト) ポンプ場施設図
 - 平面図（縮尺 1/500 程度） 白焼き 5部
 - (チ) 処理場施設図
 - 平面図（縮尺 1/500 程度） 白焼き 5部
 - 水位関係図（縮尺横任意程度, 縦 1/100 程度） 白焼き 5部
 - フローシート図 白焼き 5部
- (2) その他参考図書
 - (イ) 区画割平面図（汚水）（縮尺 1/2,500 程度）
 - (ロ) 枝線の管きょ流量計算書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子成果品一式（ファイル形式については発注者と受注者で協議することとする。）

3.3 都市計画決定図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

- (1) 計画図書
 - (イ) 計画書
 - (ロ) 計画図
 - ①下水道計画総括図（縮尺 1/25,000 程度） 都市計画総括図 5部
 - ②計画平面図（縮尺 1/1,000 程度） 白焼き着色 5部
- (2) その他参考図書
- (3) 打合せ議事録
- (4) 電子成果品一式（ファイル形式については発注者と受注者で協議することとする。）

3.4 都市計画事業認可申請図書作成

(1) 事業認可申請図書

- | | |
|----------------------------------|------------|
| (イ) 申請書 | A4 版製本 5 部 |
| (ロ) 計画書 | A4 版製本 5 部 |
| (ハ) 資金計画書 | A4 版製本 5 部 |
| (ニ) 事業地を表示する図面 | |
| ①事業地を表示する図面（位置図）（縮尺 1/25,000 程度） | 白焼き着色 5 部 |
| ②事業地を表示する図面（平面図）（縮尺 1/2,500 程度） | 白焼き着色 5 部 |
| (ホ) 設計の概要を表示する図面 | |
| ①区画割平面図（縮尺 1/2,500 程度） | 白焼き 5 部 |
| ②ポンプ場，終末処理場，計画平面図（縮尺 1/500 程度） | 白焼き 5 部 |

(ヘ) その他参考図書

(2) 打ち合わせ議事録

(3) 電子成果品一式（ファイル形式については発注者と受注者で協議することとする。）

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）
2. 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）
3. 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
7. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
8. 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
9. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
10. バイオソリッド利活用基本計画（下水道汚泥処理総合計画）策定マニュアル（日本下水道協会）
11. 新都市計画の手続き（都市計画協会）
12. 下水道事業の事務手引き（長野県環境部生活排水課）
13. 佐久市公共下水道事業計画変更協議申出書
14. 佐久市生活排水処理施設第2期統廃合計画

〔2〕特記仕様

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「令和6年度 佐久市公共下水道事業計画変更等協議図書作成業務委託 一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

(1) 全体計画見直し図書作成業務（佐久処理区）

全体計画（単独公共下水道）（汚水計画のみ）

面積 既設 2,387.7ha＋拡大 22.1ha＝2,409.8ha

（拡大区域 常和地区 11.6ha、アヴェニュー地区 10.5ha 等）

(2) 下水道法による事業計画変更申請図書作成業務（佐久処理区）

事業計画変更（単独公共下水道）（汚水計画のみ）

面積 既設 2,363.7ha＋拡大 22.1ha＝2,385.8ha

（拡大区域 常和地区 11.6ha、アヴェニュー地区 10.5ha 等）

(3) 都市計画事業認可申請図書作成業務（佐久処理区）

都市計画法に基づく事業認可（単独公共下水道）（汚水計画のみ）

面積 既設 2,363.7ha＋拡大 22.1ha＝2,385.8ha

（拡大区域 常和地区 11.6ha、アヴェニュー地区 10.5ha 等）

・都市計画審議会を令和6年10月に予定しているため、事業認可申請図書を市の指示した期限までに作成すること。

(4) 都市計画決定図書作成業務（佐久処理区）

都市計画決定（単独公共下水道）（汚水計画のみ）

面積 既設 2,387.7ha＋拡大 22.1ha＝2,409.8ha

（拡大区域 常和地区 11.6ha、アヴェニュー地区 10.5ha 等）

(5) 測 量：（なし）

3. その他特記事項

佐久処理区の全体計画を見直し、農業集落排水常和地区及びアヴェニュー地区を公共下水道への区域拡大手続きを行うものとする。また、既に佐久市公共下水道へ区域外流入している区域についても検討するものとする。

（主な見直し（変更）内容）

- ① 下水道計画諸元の見直し（人口、汚水量原単位等）
- ② 処理場能力の見直し
- ③ 全体計画区域見直しによる主要な管きよの見直し
- ④ 公共下水道事業計画区域の拡大
- ⑤ 電子データの提出